

令和5年度 美唄市地域おこし協力隊募集要項
(安田侃彫刻美術館アルテピアツツア美唄 事務員)

美唄市は、札幌市と旭川市との中間に位置し、雄大な石狩平野に広がる緑豊かな水田と畠、明瞭な四季がつくり出す美しい自然環境に囲まれた道内有数の穀倉地帯です。かつては、炭鉱のまちとして栄え、最盛期には人口9万人を超えていましたが、急激に人口は減少し、現在は2万人を切る状況にあります。

このような中で1992年(平成4年)、炭鉱地域にあった旧市立栄小学校の木造校舎を利活用し、安田侃氏の彫刻と炭鉱の記憶や地域の自然が織りなす芸術文化交流施設として「アルテピアツツア美唄」がオープン。以来、芸術と人と自然の新しい在り方を模索する空間づくりが今も進められています。

昨年、開設30年を迎えたが、歳月をかけて育まれてきたこの空間は、類い稀なオンリーワンの芸術文化交流空間と言えるものです。美唄市にとって、地域としてのアイデンティティを内外に広く発信する上での唯一無二の「場」であり、心豊かなふるさとを創造していくために、美唄の未来に連なる確かな財産として次代に引き継いでいかなければなりません。

こうした視点に立って、これまでにも増して来訪される方々が心を広げ、思いを深める「場」とするため、芸術文化に関する経験が豊かで意欲ある人材を誘致し、教育委員会や指定管理者と一緒に活動する地域おこし協力隊員を以下のとおり募集します。

1 募集人員

地域おこし協力隊員 1名

2 主な活動内容

- (1) 事業の企画及びその実施のための市民や地域団体との連携構築
 - (2) 来館者対応、受付・案内、販売、カフェ、広報、事務、屋外作業など、施設運営全般への参画
 - (3) その他、美術館の維持保全や市内の生涯学習の振興につながると判断される活動への支援
 - (4) 退任後の起業又は就業するための調査研究及び資格取得など
- ※ 教育委員会及び指定管理者、他の地域おこし協力隊等と連携しながら活動計画に基づく業務を行います。

3 応募条件 (下記(1)から(10)の要件を全て満たす方とします。)

- (1) 令和5年4月1日時点で、年齢が満20歳以上の方(性別は問いません。)
- (2) 総務省が定める3大都市圏をはじめとする都市地域等に在住している方で、地域おこし協力隊として美唄市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方
- (3) 過疎地域等の活性化に意欲があり地域住民と親交を深める意欲のある方
- (4) 委嘱期間満了後に美唄市内で起業又は就業して定住する意欲のある方
- (5) 心身ともに健康で正常な状態で誠実に職務ができる方
- (6) 普通自動車免許を有している方
- (7) パソコンの一般的な操作、SNSによる情報発信ができる方
- (8) 業務に必要な英会話ができる方
- (9) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

(10) 次のいずれにも該当しない方

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる。
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。
- ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。
- エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

4 活動形態及び期間

- (1) 美唄市から委嘱を受け、指定管理者と雇用契約を結び、活動していただきます。（市との雇用関係はなし）
- (2) 委嘱日から委嘱年度の年度末までを一区切りとし、年度更新により最長 3 年間委嘱します。
- (3) 委嘱予定時期は、令和 5 年 4 月 1 日～
- (4) 活動場所は市内一円又は安田侃彫刻美術館アルテピアツツア美唄

5 活動条件

- (1) 報酬月額 180,000 円（令和 4 年度参考）、賞与（1.5 カ月分）、通勤手当 2,000 円（片道 2km 以上、8km 以上は 3,500 円）、燃料手当は世帯主 10,000 円、非世帯主 5,000 円の燃料手当を 10 月から 3 月まで支給。
- (2) 住居手当は、賃貸住宅居住者の場合、20,000 円を上限として家賃の半額相当額を毎月支給。持家居住者は、世帯主 10,000 円、非世帯主 5,000 円の住宅手当を毎月支給。
- (3) 勤務時間午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで（所定 8 時間）、年間休日 110 日、その他指定管理者の就業規定による。

6 待遇及び福利厚生

- (1) 美唄市と指定管理者が地域おこし協力隊の活動に必要な業務委託契約を締結します。
また、隊員の活動支援は、指定管理者が行います。
- (2) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）は、指定管理者の雇用条件に準じます。
- (3) 活動に必要な車両（MT 車）及びパソコンについては、指定管理者が貸与します。
- (4) 活動に関連して出張等を行った場合は、予算の範囲内で指定管理者から旅費を支給します。
- (5) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができるものとします。
- (6) 本市までの交通費及び引越しに必要な経費は自己負担となります。

7 サポート体制

- (1) 指定管理者にて、相談を受け付けるほか、教育委員会生涯学習課に相談担当者を配置します。

8 応募手続き

- (1) 応募受付期間

隨時、令和5年3月27日（月）から募集人員1名の採用決定まで
郵送で受け付けます。なお、提出された書類は返却しませんので承知願います。
また、提出された個人情報は、本事業の目的以外には使用しません。

(2) 提出書類

- ア 美唄市地域おこし協力隊応募用紙
- イ 現在の住民票（本人のみ）
- ウ 運転免許証の写し（表面、裏面ともに必要）

(3) 申し込み・問い合わせ先

〒072-8660 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号
美唄市教育委員会生涯学習課 担当：谷川
電話 0126-62-3132（直通）
E-mail shougai@city.bibai.lg.jp

9 選考方法

(1) 第一次選考

書類受付後に書類選考を行い、2週間以内を目途に結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第二次選考

第一次選考の合格者を対象に面接を行います。第二次選考に係る日程等の詳細につきましては、第一次選考結果の通知の際にお知らせします。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、オンラインでの面接になることがあります。また、面接（第二次選考）に要する交通費及び宿泊等は個人負担となりますので承知願います。

選考結果の報告は、速やかに文書で第二次選考者全員に通知します。なお、選考内容についての開示はいたしません。